学校体育施設開放事業関係者 各位

五所川原市教育委員会 教育長 原 真 紀 (公印省略)

大雨に関する警報発令時の学校体育施設開放事業の対応について

現在、令和5年7月15日(土)に気象庁より大雨に関する警報が発令される可能性が高くなっています。警報が発令された場合、施設利用者の安全を考慮し、警報が解除されるまで一時的に学校体育施設開放事業を中止することとします。

なお、大雨に関する警報が解除されても、河川の増水や土砂災害の危険性もあるため、施設使用にあたっては十分注意してご使用くださるようお願いします。

ご利用者にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 一時中止期間

大雨に関する警報が発令されている間

※ 令和5年7月15日(土)に大雨に関する警報が発令される可能性が高い状況です。

2 対象団体

団体種別	制限内容
学校部活動	
(学校部活動から社会体育へ移行したスポーツ団体含む。)	大雨に関する警報
主に高校生以下を対象としている団体(高校生以下を対象	が発令されている
としたスポーツ教室等)	間、使用できませ
上記に当てはまらない団体	ん。